

# 緑の風 NEWS



JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年 5月 9日 No. 99

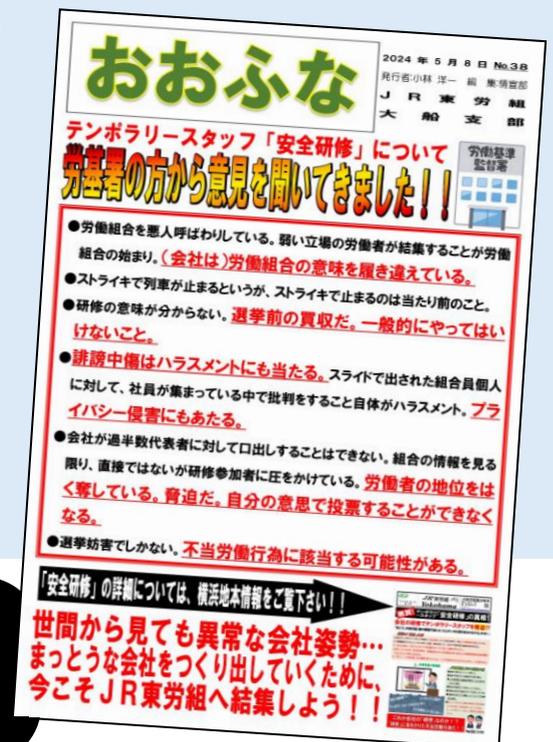
## 過半数代表選における不正行為について労基署に聞く 会社の行為は「脅迫」「選挙妨害」

ある統括センターで「安全研修」の名目で、テンポラリースタッフが集められました。しかし、その研修では過半数代表選挙の説明が行われ「向こう側（東労組）の代表になったら、テンポは首を切られるかもしれない」と脅迫され、JR東労組の誹謗中傷が行われ、買収と思われる行為までもが行われました。さらには、研修の講師である過半数代表者（当時）がバイトテロを自白するなど、これがJR東日本の研修なのかと驚きを隠せません。（緑の風NEWS No.85.86 参照）この事象を巡り、横浜地本の仲間は労働基準監督署に事情を説明し、意見を聞きました。



### 労働基準監督署の意見

- 労働組合を悪人呼ばわりしている。弱い立場の労働者が結集することが労働組合の始まり。（会社は）労働組合の意味を履き違えている。
- ストライキで列車が止まるというが、ストライキで止まるのは当たり前のこと。
- 研修の意味が分からない。選挙前の買収だ。一般的にやってはいけないこと。
- 誹謗中傷はハラスメントにも当たる。スライドで出された組合員個人に対して、社員が集まっている中で批判をすること自体がハラスメント。プライバシー侵害にもあたる。
- 会社が過半数代表者に対して口出しすることはできない。組合の情報を見る限り、直接ではないが研修参加者に圧をかけている。労働者の地位をはく奪している。脅迫だ。自分の意思で投票することができなくなる。
- 選挙妨害でしかない。不当労働行為に該当する可能性がある。



**JR東労組横浜地本と共に  
不正を許さず闘おう！**